

第4章 分野別施策推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

2016年、国会で「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法*)が成立、施行されました。第1条の目的では、「現在もなお部落差別が存在すること」「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であること」「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」が記されています。

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる深刻でかつ重大な社会問題である。その早期解消を図ることは国の責務であり国民的課題となっています。

国は、1965(昭和40)年の同和対策審議会答申を受けて、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を10年間の时限立法として公布、その後「地域改善対策事業特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を制定し、同和問題解決に向けて様々な関係施策を推進してきました。

福岡県においては、同和問題の解決を県政の重要な課題と位置付け、国や市町村と一体となって特別措置法に基づく特別対策のほか、独自の施策を実施することにより、総合的な同和対策の積極的な推進に努めてきました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実な成果が見られてきました。

宗像市では、1969(昭和44)年11月に同和対策審議会を設置し、翌1970(昭和45)年に、専門部として同和対策室を設け、地区住民の要望をふまえ、事業の統括、連絡調整を図ってきました。1981(昭和56)年には、市政施行と同時に、同和対策課を設置し「宗像市同和教育推進協議会」が中心となって同和教育・啓発を全面的に推進してきました。

1998(平成10)年6月の定例議会においては「宗像市民は～差別のない都市の実現をめざす～」という宗像市民の人権を尊重する都市宣言を採択し、同和問題に関する正しい理解と認識を深め、同和問題に自主的に取り組むことができるよう人権教育・啓発活動を推進してきました。

市民啓発の取り組みとしては、1981(昭和56)年から、毎年7月を「同和問題強調月間」、12月1~20日を「人権問題強調期間」と定め、街頭啓発、人権問題講演会等を行い、国及び県と一体となって啓発に取り組んできました。また、毎年4月は宗像市独自の「同和問題強調月間」を設定したり、小・中学校児童生徒の人権作文等を掲載した冊子の製作・配布を行ったりして、市民全体で人権教育・啓発に取り組んできました。

しかしながら、依然として結婚差別や差別発言、差別落書き等の差別事象が後を絶たず、いまだ差別意識の解消にはいたっていません。このような残された課題解決については、国をはじめ、県とともに協力・連携して差別解消に努めています。このような現状をふまえ、今後も同和問題を人権問題の主要な問題として位置づけ、すべての人の基本的人権

を尊重する人権教育・啓発を積極的に推進していきます。

(2) 施策の基本的方向

① 同和問題啓発の推進

県と密接に連携し、市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、同和問題に自主的に取り組むことができるよう啓発活動に積極的に取り組みます。

【取り組みの方向性】

- ・ 地域を活用した啓発研修
- ・ 同和問題啓発強調月間の取り組み
- ・ 企業・事業所等への啓発の推進
- ・ 児童・生徒作品「人権ポスター・標語」の展示
- ・ 児童・生徒作品「人権作文集」等の作成
- ・ 人権啓発DVDの貸し出し
- ・ 「えせ同和行為*」対応についての啓発推進
- ・ 福岡県人権啓発情報センターとの連携

② 同和教育の推進

同和問題の解決は、教育における重要な課題であることを認識するとともに、市民の教育・啓発に対する期待や願いに応えるために、これまでに培われてきた同和教育の成果を踏まえつつ、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、諸施策の推進に当たっては、学校教育と社会教育が連携・融合し、学校・地域・家庭が一体となり、各種事業・研修会等を友好的に行うとともに、それらの取り組みを通して、同和問題に対する科学的認識に基づく確かな人権意識を培い、差別事象の解消と市民一人ひとりが個性や能力を生かし、自己実現を図ることができる社会の実現を目指した取り組みを積極的に推進します。

(ア) 学校教育

児童生徒の人権意識の高揚を目指して、就学前・小・中学校の連携の下、全教科・全領域における計画的・効果的な人権教育を進めます。その際、副読本「かがやき*」DVD「あおぞら*」等を市内各小中学校の年間計画の中に位置づけ、有効活用を行うとともに内容の充実を図ります。

また、校長を中心とする校内推進組織を確立し、人権・同和教育担当者を設置するとともに、教職員の人権・同和問題に対する正しい認識を培う研修の充実を図り、児童生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・ 小中一貫教育を見通した人権教育全体計画の作成
- ・ 学習指導方法の工夫改善

- ・小中学校における人権教育の推進、充実
- ・同和教育副読本*、活用実践集等の活用
- ・豊かな心を育む教育活動充実
- ・教職員の資質を高める「宗像市人権・同和教育研究協議会*」の支援
- ・効果的な教職員研修の推進

(イ) 社会教育

家庭教育の重要性を認識し、乳幼児期における人権問題に対する土台づくり及び児童生徒に対する正しい人権意識を形成するために、保護者に対する学習機会や情報の提供を行います。

また、効果的な学習を進めるために、知識のみならず感性や態度・行動に表れるような体験活動を重視した学習プログラムの開発や学習方法の工夫改善等を進めるとともに、教育資料等を通して、的確な情報提供に努めます。

さらに、これまで行われてきた教育活動の成果を損なうことなく、地域における計画的・効果的な教育活動が行われるようその支援に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・家庭教育に対する支援
- ・学習教材・資料等の充実
- ・学校教育との連携
- ・地域への啓発と支援

2 女性の人権問題

(1) 現状と課題

国連は、女性の地位の向上を目指して、1975（昭和50）年を「国際婦人年」、1979（昭和54）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、女性の人権尊重・地位向上を目指して積極的に取り組んできました。1995（平成7）年北京で開催された第4回世界女性会議では「女性の権利は人権である」と謳われ、「女性と貧困」「女性に対する暴力」「女性と経済」等、12の具体的な提案が行動綱領として採択されました。

国内においては、1999（平成11）年6月には「男女共同参画社会基本法」、2000（平成12）年には「男女共同参画基本計画」が施行され、推進体制の拡充が図られました。

宗像市においては、男女共同参画社会の実現をめざし「宗像市男女共同参画プラン」2001～2010（平成13～22）年度を作成しました。2004（平成16）年4月には「宗像市男女共同参画推進条例」を施行し、性別にかかわらず、お互いを尊重し、職場、学校、家庭、地域等、社会のあらゆる分野で自分らしい選択ができ、個性と能力を十分に發揮し、喜びも責任も分かち合う社会を目指しています。

しかしながら、今日私たちの社会生活において、男女が対等であるとはいえない状況があり、様々な社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立ち、見直す必要があります。女性があらゆる場に参画し、能力を発揮するためには、家庭や地域、職場、学校等において性による固定的役割分担意識を取り除くことが大切です。

女性が働くための条件整備については、国・県等の関係機関と連携し、男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知や、企業・労働者の意識啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント*の防止に取り組むことが重要です。

また、性暴力、DV*等、女性に対する人権侵害をなくす啓発活動を展開することも重要な課題です。女性に対する暴力は人権に関わる重大な問題であり、男女共同参画社会の実現を著しく阻害するものです。社会をあげての女性への暴力を無くす取り組みが重要です。

男女共同参画に関する意識啓発については、男女共同参画推進センター「ゆい」を拠点とし地域や市民活動団体等連携しながら取り組みます。男女がともに社会の対等な構成員として、性別に関わらず自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な機会を捉え広く市民の意識啓発を図ることが重要です。

(2) 施策の基本的方向

① 男女共同参画社会を実現するための環境づくり

女性の人権が尊重される社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画の推進が必要です。このため、政策・方針決定過程への女性の参

画を図るとともに、内閣府の定める男女共同参画週間*を中心とし推進の意識を醸成する啓発活動を行います。

また、子どもたちが将来、性別にかかわりなく対等な立場で社会や家庭を担っていくために必要な教育の充実を図ります。

【取り組みの方向性】

- ・政策・方針決定過程（審議会等）への女性の参画の推進
- ・男女共同参画に関する啓発の実施（「男女共同参画の日」の定着等）
- ・国や県が実施する啓発活動・事業との連携
- ・男女共同参画教育の充実（「男女共同参画教育指導の手引」等の活用）

② 女性の人権が尊重される社会づくり

福岡県男女共同参画推進条例は、誰もが性別によって差別されることなく、その人権が尊重されることを基本理念の一つとしています。近年大きな社会問題となっている女性への暴力、特にDV*について、被害者の人権を尊重しながら、法律等に基づいた適切な対応を図ります。

また、女性に対する暴力をなくす運動期間を中心とし、啓発活動に積極的に取り組みます。

【取り組みの方向性】

- ・女性に対する暴力の防止
- ・DV*被害者等に対する支援
- ・女性の人権に係る啓発活動の推進

③ 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

女性があらゆる分野において男性と対等に参画するためには、職場における均等な機会と待遇の確保や働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランス *の実現、職場・家庭・地域における活動を男女が共に担える環境づくりが必要です。このため、事業者と連携した取り組みの推進、ワーク・ライフ・バランス *、仕事と家庭の両立支援の取り組み、地域における女性の参画等を推進します。

【取り組みの方向性】

- ・職場における男女共同参画推進
- ・男女が共に家事や育児、地域活動を担う環境づくり
- ・女性の再就職支援

3 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

国では、日本国憲法の精神に則り、1947（昭和 22）年に「児童福祉法」、1951（昭和 26）年には「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。1994（平成 6）年には「児童の権利に関する条約 *」（子どもの権利条約 *）を批准し、1998（平成 10）年に児童福祉法を改正、1999（平成 11）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を制定し、2000（平成 12）年には、被虐待児の早期救済等を目指す「児童虐待の防止等に関する法律」を制定しました。さらに、2016（平成 28）年には、児童福祉法を改正し、すべての児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることなどの権利を有することを明確にしました。

県では、1983（昭和 58）年に「福岡県青少年健全育成対策推進本部」を設置し、1995（平成 7）年「福岡県青少年健全育成条例」を制定し、この条例を適正に運用するとともに、1992（平成 4）年「福岡県青少年健全育成総合計画」や1997（平成 9）年「福岡県児童育成計画」等に基づいて子どもが健やかにたくましく育まれる環境づくりに努めました。

また、急増する児童虐待に対応するため、2001（平成 13）年には県内の福祉・医療や教育等の関係機関・団体で構成する「福岡県児童虐待防止中央連絡会議」を設置するとともに県内 14 ブロックに「福岡県児童虐待防止地域連絡会議」を設置し、児童虐待防止ネットワークを構築する等、児童虐待の防止施策の推進を図ってきました。

しかしながら、依然として子どもの人権を侵害する事象は後を絶たず、児童虐待、いじめや体罰等多くの深刻な問題が生じています。また、シンナーや覚せい剤等の薬物乱用の低年齢化、有害情報の氾濫や性の商品化といった問題等、子どもの心身をむしばむ憂うべき社会現象も見られます。

原因としては、少子化や核家族化等の進行により、家庭や地域における子育て機能の低下や地域とのつながりの希薄化といった子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化していることが大きな要因として考えられています。

このような現状の中、宗像市はこれまで子どもを安心して生み育てることができるよう、地域ぐるみで「子育てやさしい、まちづくり」を進めてきましたが、2012 年（平成 24）年に「宗像市子ども基本条例」を制定し「子どもの最善の利益の保障」を念頭に置き、宗像市における子ども施策の推進にあたることとしました。

今後、子育て支援体制の充実、地域ぐるみでの子育てや家庭や地域の教育力向上等子どもが健やかに育まれる環境づくりを通して、人権意識の高揚と人権教育の推進を図っていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 子どもの人権が尊重される社会づくり

子どもの健全育成のためには、子どもを「保護の対象」とするだけでなく、「権利を行使する主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、子どもを市民の一人として捉え、子どもの権利を保障し、守ることが大切です。

【取り組みの方向性】

- ・宗像市子ども基本条例についての広報・啓発活動の推進
- ・宗像市子ども基本条例に則った学習機会の提供

② 子育て支援

子育てに関する不安を軽減し、安心して子育てができる環境の充実に取り組みます。

【取り組みの方向性】

- ・児童にかかわる各関係機関・団体との連携強化
- ・児童や家庭に対する相談・支援体制の充実

③ 心豊かに育つ環境づくり

すべての子どもが、個性豊かに伸び伸びと育ち、夢や志をもった若者になることは、全てに市民の願いです。しかし、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況に対処するため、学校・家庭・地域が連携し、子どもの健全育成に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・子どもを取り巻く有害環境の浄化
- ・青少年指導員会事業の支援
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・いじめや体罰等を防ぐための生徒指導の充実
- ・地域の見守り活動の支援
- ・メディアリテラシー *教育の推進

4 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

世界各国で高齢化が進む中、1982（昭和 57）年に初めての高齢者に関する国連の世界会議がウィーンで開催されました。1991（平成 3）年には、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現及び尊厳の 5 項目を実現するために「高齢者のための国連原則」を定め、1999（平成 11）年を「国際高齢者年」に制定しました。

また、我が国においては、急速に進んでいる高齢化社会に対応するため、1989（平成元）年に「高齢者保健福祉推進 10 カ年戦略（ゴールドプラン）」が策定され、2000（平成 12）年から「介護保険制度」が導入されました。

我が国の総人口は、2015（平成 27）年の国勢調査で、1920（大正 9）年の調査開始以来、初めての減少となりましたが、総人口に占める 65 歳以上の人口割合（高齢化率）は、平均寿命の伸びや出生率の低下に伴い、23.0 パーセントから 26.6 パーセントに上昇しています。

宗像市においても、65 歳以上の人口割合（高齢化率）は上昇しており、今回の国勢調査では 26.6 パーセントとなっています。さらに 2025 年には団塊の世代すべてが 75 歳以上となり、2040 年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、高齢化は今後ますます進展することが見込まれています。それとともに、認知症高齢者の増加や福祉サービスの需要の増加などが見込まれており、限られた医療施設、介護施設で対応することは困難になることが懸念されます。そのため、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

高齢者が健康で豊かな生活を送るためには、社会の重要な一員として、その個性や能力を十分に発揮しながら主体的に社会活動に参画し、生きがいを持って生活し活動できるような環境づくりが必要です。また、高齢社会の中核的存在となる団塊の世代の豊富な知識や経験等を地域社会に生かしていくことが重要です。

その一方で、高齢者のひとり暮らしや高齢夫婦世帯の増加をはじめ、高齢者に対する介護の放棄、身体的虐待や心理的虐待、あるいは高齢者の家族などによる無断の財産処分（経済的虐待）、高齢者の孤独死や自殺、高齢者を対象としたニセ電話詐欺事件など深刻な社会問題となっています。

そこで、高齢者の人権擁護には、医療や福祉だけでなく多方面からの総合的な対応を図るため、ネットワークづくりや相談窓口の充実が求められます。高齢者の人権問題について広く市民が関心を持つよう周知に努め、市民全体が高齢者に対する認識や理解を深め、すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で支えあい、その人らしくいきいきと、安心して暮らせるまちの実現を目指して、啓発活動を進めていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 生きがいづくりの推進及び社会参加の支援

高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、地域社会において、生涯現役で長年培った豊富な知識や経験及び技能を生かし、社会の担い手、支え手として意欲的に社会参加できる環境づくりを目指すとともに、高齢者の意欲や能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・シルバー人材センターとの連携による雇用機会の確保
- ・社会参加の促進
- ・生涯学習の推進

② 高齢者福祉の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者福祉の中核である地域包括支援センターを中心となり、地域住民の身近な総合相談・支援の機能を果たすことで、高齢者が人としての尊厳を保ちながら、公的サービスだけでなく地域におけるサービスや資源を有効に活用し、高齢者やその家族を包括的に支援できる体制づくりを推進します。

【取り組みの方向性】

- ・保健、医療、福祉相談体制の充実
- ・介護保険事業の円滑な運営
- ・サービス基盤の整備、充実
- ・高齢者在宅生活の支援
- ・認知症高齢者に対する支援
- ・権利擁護事業の推進
- ・成年後見制度 *の利用促進

③ 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進

高齢者等をはじめとするすべての市民の自立や社会参加を促進する、安全で快適な生活環境づくりのため、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー*化を促進し、高齢者が安全かつ円滑に移動できるまちづくりを推進することは、高齢者福祉を進めるうえで大切です。

このような、高齢者福祉に対する理解と关心を深めるため、老人の日（9月15日）を中心とした「老人週間」（9月15日～21日）の行事を実施するなど広く市民の敬老意識の高揚を図ります。

学校教育においては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通して、高齢者が地域づくりのために尽くしてきたことを理解し、高齢者に対する尊敬、感謝の

心を育むとともに、介護・福祉体験や高齢者との相互交流事業を進めるなど福祉教育を推進します。

【取り組みの方向性】

- ・広報紙による人権啓発活動
- ・学校教育、生涯教育における福祉教育及び啓発活動の推進
- ・世代間交流事業の推進

5 障がい者の人権問題

(1) 現状と課題

国連では、1981（昭和 56）年に、障がい者の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」を設定し、1983（昭和 58）年から 1992（平成 4）年の 10 年間を「障害者のための国連 10 年」と定め、障がい者の人権の確立、自立と社会参加の実現に努めてきました。2006（平成 18）年には、障がい者的人権保障に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択され、2008（平成 20）年に発効しました。

我が国においても、1993（平成 5）年に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」へと改正し、障がい者の「自立とあらゆる分野における参加促進」という基本理念を示すとともに、1995（平成 7）年には、「障害者プラン～ノーマライゼーション^{*7}か年戦略～」を策定し、障がい者施策の総合的、計画的推進を図っています。

2011（平成 23）年には、障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重される」という理念に則り、障がい者を施策の主体として位置づけるとともに、障がい者に対する差別禁止と社会的障壁の除去に関する合理的配慮^{*}義務が定められました。また、2012（平成 24）年に、障がい者への虐待防止についての行政及び国民の責務を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。

2013（平成 25）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障がい者の範囲に難病を加え、制度の谷間のない支援の提供と法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生並びに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われるることを基本理念に掲げています。同年 6 月には、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法^{*}）が成立しました。この法律は、国の基本方針やそれに基づく自治体の対応要領、事業所向けの対応指針の作成・公表、事業者への周知活動等の準備期間を経て、2016（平成 28）年 4 月に施行されました。

宗像市では、1993（平成 5）年の「障害者基本法」が成立したのを受けて、1994（平成 6）年に市内の障がい者を対象に実態調査を実施しました。この調査結果から、都市施設のバリアフリー^{*}化や文化・スポーツ活動の参加、重度障がい者の地域生活支援等の課題が明らかとなり、1997（平成 9）年に、「宗像市障害者推進計画」（2003 年までの 7 か年間）を策定し、ノーマライゼーション^{*}の社会の実現を目指して取り組んできました。

2006（平成18）年には、3年を1期とする「第1期宗像市障害福祉計画」を策定し、以後3年ごとにこの計画を見直し、現在、2015（平成27）年を初年度とした「第4期宗像市障害福祉計画」に基づき、障がい福祉施策の推進に努めています。また、2016（平成28）年に施行された「障害者差別解消法*」に合わせて「宗像市における障害を理由とする差別の解消に関する職員対応規程」を策定する等、障害者差別の解消に向けた取り組みを行っています。

これらのことによって、地域における生活支援体制の整備も進み、障がい者の自立と社会参加を可能とする環境も徐々に整いつつあります。また、障がい者自身が自らの意思と能力を発揮して、地域の中で生活し、かつ積極的に社会へ参加したいとの意欲も高まっています。

しかしながら、今なお、障がい者に対する偏見や差別意識は根強く残っており、自立と社会参加を阻む様々な心理的、物理的障壁が依然として存在しています。

そこで、障がい者が一人の人間として尊重され、誰もが同じように生活し、活動できる社会の実現に向け、基本的な理解、認識を深めるための広報・啓発を図り、障がいや障がい者に対する理解の不足から生じる差別や偏見の解消に努めなければなりません。そのためには、子どもから大人まで全ての人々が、障がい者への理解と思いやりの心を養い、具体的行動に結びつくような研修・啓発を進めるとともに、様々な機会を捉えた障がい者との交流を図る必要があります。また、障がい者の自立と社会参加を実現するために、障がい者的人権が尊重されるよう、正しい理解のための市民啓発や地域における生活支援体制の整備、就業機会の確保、インクルーシブ教育をめざした特別支援教育の充実、施設整備（バリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*の導入）等合理的配慮*の基礎となる環境整備がなされた取り組みを継続していく必要があります。

（2）施策の基本的方向

① 障がい者に対する正しい理解と認識のための広報・啓発活動の推進

ノーマライゼーション*の理念は、市民の間に着実に広がりを見せています。しかしながら、一方では障がい者に対する偏見や差別意識が依然として根強く残っています。障がいのある人、ない人、すべての人が社会の一員として暮らすことができるまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが障がい者問題について正しい理解と認識を深めるための広報・啓発を図るとともに、障がいや障がい者に対する理解の不足から生じる差別や偏見の解消に努める必要があります。

【取り組みの方向性】

- ・ ノーマライゼーション*の理念の広報・啓発活動の推進
- ・ 「障害者差別解消法*」の推進
- ・ 「障害者週間*」（12月3日～9日）における啓発活動

- ・ 障がい者団体への支援

② 自立と社会参加の促進のための支援

障害者基本法の理念である障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進するための環境づくりを進めます。また、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう相談支援体制の整備、障害者スポーツの振興、各種レクリエーション・文化活動への参加促進等に取り組みます。

【取り組みの方向性】

- ・ 地域における生活支援
- ・ 宗像市障害者生活支援センターの周知
- ・ スポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動の振興
- ・ 社会参加の支援

③ 学校における特別支援教育及び福祉教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加の推進を図るため、一人ひとりの教育的なニーズを把握し、合理的配慮*を明確した個に応じた教育を行います。また、障がい者に対する正しい理解を深め、思いやりのある心を育てるために、交流及び共同学習の推進や地域活動の支援を行い、障がいのある子どもとその教育についての理解の促進を図ります。

【取り組みの方向性】

- ・ 交流及び共同学習の推進
- ・ 通常の学級における特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する支援の推進
- ・ 障がいのある子どもについての理解の促進
- ・ 教職員の研修の充実

④ 障がい者の権利擁護の推進

障がい者の人権を守り自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を防止し、その予防と早期発見のための取り組みや、養護者に対する支援を行うとともに、障がい者の権利擁護を進めるために成年後見制度 *の活用等の支援・啓発を行います。

【取り組みの方向性】

- ・ 障がい者虐待防止事業の推進
- ・ 宗像市障害者虐待防止センターの周知
- ・ 関係機関との連携による成年後見制度 *の周知、利用支援

6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

2016年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法*)が施行されました。

人権擁護推進審議会が2001(平成13)年に行った答申では、外国人に対する人権問題として、就労に際しての差別問題、入居・入店拒否問題、在日韓国・朝鮮人児童生徒への暴力や嫌がらせ、差別発言があると指摘しています。

県は、近年の著しいグローバル化、ボーダレス化の進展に伴い、仕事あるいは研修や勉学のために多数の外国人が訪れ、また、生活しています。今後とも、県に在住する外国人が増加していくことが予想されています。

そこで、県では、1997(平成9)年に「福岡県国際化推進プラン」、2002(平成14)年3月には、同プランを見直して「ふくおか国際化推進プラン」を策定し、日本人と外国人が共に暮らす、世界に開かれた地域づくりを目指してきました。

また、県内に国際化問題に取り組むための「福岡県国際交流行政連絡会議」を設置し、1998(平成10)年には、県内在住外国人から広く意見を求めるため、外国人を主要メンバーとした「福岡県の国際化を共に考える懇話会」を発足し、取り組みを進めてきました。

さらに、1998(平成10)年には、「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」を策定し、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人と日本人が共に生き、多元的文化や多様性を容認できるように、外国人問題に関する人権教育を推進してきました。

宗像市では、著しい国際化の進展に伴い、仕事、研修、勉強のために多数の外国人が宗像市を訪れ(平成27年度現在530人)、宗像市で生活しており、今後も在住する外国人は増加していくことが予想されます。また、宗像市では、国際理解を深めるために、1992(平成4)年4月には、大韓民国金海市と姉妹都市を結び、積極的に交流を推進しています。

しかしながら、これら外国人に対し、言葉をはじめとして文化や習慣の違い等による人権問題が生じることが心配されます。また、民族や人権を冒とくしたヘイトスピーチ等が繰り返されており、国も2016(平成28)年「ヘイトスピーチ防止法*」を施行する等グローバル社会に対応して人種・民族の尊厳が保たれるよう制度改革に力を入れています。

そこで、外国人の基本的人権に関する諸問題を解決するため、外国人のための人権相談体制の充実、差別意識の解消、不当な差別的言動や差別事象の根絶に向けた人権教育・啓発活動に努めています。

(2) 施策の基本的方向

① 国際理解のための啓発の推進

開かれた地域社会を目指すためには、異なった言葉や習慣、価値観を持つ人々の文化を理解することが必要です。このことは、一人ひとりが「地球市民」としての意識をもつことにつながります。国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いに個性を尊重し合い、

相互扶助の精神をもって安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

【取り組みの方向性】

- ・国際交流の推進の充実
- ・宗像市グローバル人材育成プランの推進

② 国際理解教育の推進

学校はもとより、地域や家庭においても、人権教育・国際理解教育の更なる充実が求められています。

このため、学校、地域、家庭が連携・協力しながら、人権教育を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、多元的文化や多様性を尊重するための国際理解教育を推進します。特に学校では、異文化に対する理解や異なる文化を持つ人々とともに協調して生きていく態度を育成する等の国際理解教育をすべての教育活動を通して推進します。

【取り組みの方向性】

- ・外国語指導助手の活用
- ・児童生徒の海外交流事業の実施

7 HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題

(1) 現状と課題

WHO（世界保健機構）は、1988年（昭和63年）に毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染症／エイズのまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

これを受け、我が国においては、1999年（平成11年）にHIV感染症／エイズをはじめとして、それまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行され、患者・感染者の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されることとなりました。

また、ハンセン病は、らい菌による感染症で、現在では治療法が確立していますが、1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、古くから患者に対して施設への入所を強制する隔離政策が採られ続け、2001年（平成13年）の熊本地裁判決を契機として、ようやく国によるハンセン病患者・元患者に対する補償や名誉回復などの措置が講じられることとなりました。

しかしながら、HIV感染症／エイズやハンセン病については、いまだに疾病に対する正しい認識が不足しており、患者・感染者のみならずその家族に対して、差別や偏見、排除するといった人権に関わる問題が発生しています。

そこで、特に21世紀を担う青少年に対しては、性に関する正しい知識や理解とあわせて、HIV感染症／エイズの予防やHIV感染者・エイズ患者に対する偏見及び差別の解消に向けた啓発を推進する必要があります。

一方、ハンセン病療養所の入所者は、いまだに多くの人が生活や医療への不安偏見・差別へのおそれなどから、療養所での生活を余儀なくされているため、社会復帰を希望する人が安心して生活できるよう、偏見や差別の解消に向けて、啓発や広報活動に一層取り組む必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

国や県の施策と歩調を合わせ、HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者・元患者への偏見や差別を解消するため、市民に対して疾病的正しい知識の普及、啓発を推進するとともに、福岡県宗像保健福祉環境事務所など、関係機関と連携、調整を図りながら、エイズ教育の充実や相談・支援体制の確保に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・ HIV感染症／エイズ、ハンセン病に関する啓発の推進
- ・ 学校におけるエイズ教育の充実

8 その他の人権問題

前述の人権問題のほかにも、次にあげるような人権問題が存在しており様々な機会を通して人権教育・啓発を推進します。

(1) アイヌの人たちの人権

アイヌの人々は、中世末期以降の歴史の中では、東北北部から北海道全域に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語をはじめとする口承文芸やイオマンテ等の伝統儀礼、あるいは特有のアイヌ文様等に代表される豊かな独自の文化や伝統を有しています。アイヌの文化や伝統は、江戸時代の松前藩の支配や維新後の「北海道開拓使」の設置による同化政策により、十分に保存・伝承が図られていない現状があります。

また、アイヌの人々が居住する地域においては、経済状況や生活環境、教育水準等これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施で確実に向上了ってきたものもありますが、他の人々との間になお格差があり、結婚や就職等に今なお、偏見や差別が存在して、人権教育・啓発活動において、正しい行動ができるよう関係機関と連携して取り組みます。

(2) 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害とともに、それに付随する精神的、経済的被害等を受けているだけでなく、様々なストレスに苦しんでいる状況があります。

このような中、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」や「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」等犯罪被害者等の支援、救済を図るための法的整備も進められてきました。

今後とも、関係法を有効に活用しながら、犯罪被害者やその家族の立場やニーズを踏まえた支援策を講じるとともに、司法、行政、民間団体との連携、協力の下に、その心情に配慮した啓発活動の推進に努めます。

(3) インターネット*等による人権侵害

近年の高度情報化社会を背景として、インターネット*の匿名性を悪用し、インターネット*上の電子掲示板やホームページに人権を侵害する情報の書き込みが増加しています。また、子どもの社会においても SNS 等が普及し、いじめ等の事例の増加につながっています。このため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任法)の周知に努めるとともに、利用者一人ひとりが、情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット*上に掲載しないよう、関係機関と連携しながら I T 講習会等を通して必要な教育・啓発を行います。

また、パソコンや携帯電話のメール等を使った誹謗中傷等による人権侵害も発生しており、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を促進させるための教育・啓発を関係機関と連携していきます。

(4) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、偏見や差別のため、身元の引き受けが難しいことや、就労、住居の確保等の問題があり、社会復帰が窮屈で厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の意思とともに、家族、職場、地域社会等の周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も、積極的に推進する必要があり保護司や関係機関と連携して取り組みます。

(5) 性的マイノリティ*の人権

いわゆる「性的マイノリティ*」とされる人は、子どものころからいじめなど様々な偏見や差別を体験したり、「こころの性」とは異なる振る舞いを要求されるなど、あらゆる場面で精神的・肉体的苦痛を受けていることがあります。

近年、性的マイノリティ*については、マスコミでも多く取り上げられており、人権問題として幅広く認知されるようになってきました。また、当事者や家族が立ち上げた団体などが、差別や偏見をなくすために様々な啓発活動を行っています。性的マイノリティの正しい認識を広めるために、宗像市においても、積極的な啓発活動に取り組みます。

(6) 拉致された被害者の人権

2004（平成14年）9月の一回目の日朝首脳会談で、北朝鮮は長年否定してきた拉致を初めて認め、謝罪し、再発防止を約束しました。しかし、未解決の被害者の方々については、未だに北朝鮮当局より十分な情報提供はされていません。

2006（平成18年）には、北朝鮮当局による人権侵害問題の抑止を目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。また、毎年12月10日から16日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として国や自治体をはじめ、全国各地でさまざまな事業が実施されています。

拉致は決して許されない犯罪行為です。その早期解決に向けて、今後も、国・関係地方公共団体と連携・協力して情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害についての关心と認識を深める啓発・広報等の取り組みが必要です。

(7) その他

以上のような人権問題以外にも

- ① ホームレス（野宿、路上）生活者に対する偏見や差別
- ② 母子家庭・父子家庭に対する差別や偏見
- ③ 人身取引（トラフィッキング）

等の人権問題が存在しています。

このため、それぞれが抱える人権問題に応じた施策と人権教育・啓発の推進を行うことが必要となっています。